

★なんぶ 元気! とくとく!★

プレミアム商品券発売します!

国は、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として、地域における消費喚起を目的とした交付金を交付します。町は、これを受けた商工会に事業を委託し20%のプレミアム付商品券を発売します。

1冊 10,000円で購入 → 12,000円の商品券 → 町内店舗で使用



1,000円券 12枚綴り

商品券発売 7月12日(日) 午前9:30～午後3:00
役場本庁舎及び分庁舎

購入限度額 1人5冊まで (町内在住者どなたでも購入可能)

使用可能期間 平成27年7月12日～平成27年11月30日

(注1)：商品券の発行冊数は8,500冊です。(売切れしだい終了)

発売日に売れ残った場合、7月13日から商工会本所・支所で商品券を販売します。

(注2)：商品券を使用できる店舗は、一覧表を作成してお知らせします。

【問い合わせ先】 南部町商工会 ☎ 64-2357

子育て世帯に「プレミアム商品券購入割引券」送付します

南部町プレミアム商品券の発行に合わせ、町内の子育て世帯（平成27年4月1日時点18歳未満 平成9年4月2日以降生まれの子どもがいる世帯）に対し、子どもの人数に応じて割引券（1枚 1,000円）を交付します。

1. 割引券交付方法

6月中旬頃、子育て支援課から対象者世帯に割引券を郵送します。

2. 割引券利用方法

平成27年7月12日(日)、割引券と購入分の現金を持参のうえ、発売場所へお越しください。



発売場所で、職員に割引券と購入分の現金を渡し、商品券を購入します。

(発売と同時に売切れも考えられますので、お早めにお越しいただきお買い求めください。)



商品券取扱店舗で商品券をご利用ください。

3. 割引券利用期間

平成27年7月12日(日)～平成27年11月30日(月)

4. 利用可能店舗

プレミアム商品券取扱店舗（割引券送付の際に、取扱店舗一覧表を同封します。）

(注1)：発売日に売れ残った場合、7月13日(月)から商工会本所・支所で商品券を販売します。

(注2)：プレミアム商品券売切れと同時に割引券は無効となります。

【問い合わせ先】 分庁舎 子育て支援課 ☎ 64-4830

平成27年度

☆子育て世帯臨時特例給付金の申請について☆

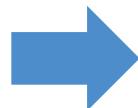
- 1 申請先** 南部町役場 分庁舎 子育て支援課
本庁舎 住民課（総合窓口）または万沢支所

※平成27年6月分の児童手当の受給状況について審査した後、支給対象者に対して支給を行います。支給は平成27年10月以降となります。

- 2 申請期間** 平成27年6月8日(月)～平成27年9月8日(火)

3 提出書類

- 子育て世帯臨時特例給付金（平成27年度）申請書（請求書）6月上旬に子育て支援課から郵送します。
- 本人確認書類
住民基本台帳カード・運転免許証・旅券等の写し
- 振込先金融機関口座確認書類
金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ）がわかる通帳やキャッシュカードの写し



児童手当振込口座等を指定する場合は、これらの確認書類は不要です。

4 給付金の受取方法

申請書に記載した指定口座に入金されます。

※金融機関口座を持っていないなど、振込みによる支給が困難な場合には窓口で受け取ることができます。

5 ご注意

- 原則、申請期間外の申請や平成27年5月31日時点で南部町に住民票がない方の申請は受け付けられませんのでご注意ください。

- 申請期間などは各市町村により異なりますので、南部町以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。

6 公務員の方へ

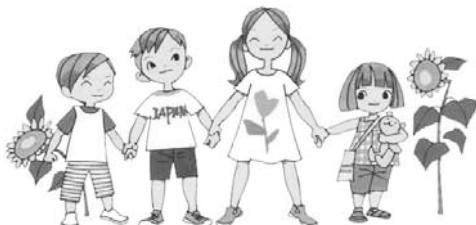
公務員の方で、所属する公官庁において児童手当が支給され、子育て世帯臨時特例給付金の支給要件を満たす場合は、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村から支給されます。

勤務先から配布される申請書の記入・所属する公官庁による受給状況証明をいただいた後、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村へ申請期間内に提出してください。

…子育て世帯臨時特例給付金とは…

消費税率引き上げの影響等を踏まえ、特に配慮が必要と考えられる子育て世帯に対して、手厚い措置を講ずる等の観点から、臨時特例的な給付措置を行うものです。

- 支給対象者：平成27年6月分の児童手当の支給を受ける方
- 対象児童：平成27年6月分の児童手当の対象となっている児童
※臨時福祉給付金の対象となる児童および生活保護制度の被保護者も対象
- 給付額：対象児童1人につき 3,000円



問い合わせ先

【申請方法に関するお問い合わせ】

南部町役場 分庁舎 子育て支援課

電話：0556-64-4830（直通）

【制度に関するお問い合わせ】

厚生労働省専用ダイヤル：0570-037-192

- 「子育て世帯臨時特例給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに、市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり郵便が届いたら、迷わず役場や最寄りの警察署（または警察相談専用電話 #9110）にご連絡ください。